

「熱海市新エネルギー機器設置費補助金」のご案内

熱海市では、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進するため、新エネルギー機器を設置する方に、予算の範囲内において、設置費の補助を行っています。

Ⅰ 補助対象システム

(1) 太陽光発電システム

- ① 電力会社との太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結していること
- ② 太陽電池の合計出力が10キロワット未満のもの
- ③ 未使用品であること(中古品は対象外)

(2) 家庭用蓄電池システム

- ① リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置(インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等)で構成される一体の装置
- ② 住居部分に電力を供給できるもの
- ③ 未使用品であること(中古品は対象外)

(3) 家庭用燃料電池システム

- ① 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステム
- ② 一般社団法人燃料電池普及促進協会において機器登録されている設備及びそれと同等以上の能力を有する設備
- ③ 未使用品であること(中古品は対象外)

(4) 太陽熱利用システム

- ① 太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所等の給湯等に用いるために一般家庭に備え付けられる温水器
- ② 未使用品であること(中古品は対象外)

(5)V2H

- ①電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えた設備
- ②未使用品であること(中古品は対象外)

(6) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)

- ①電動式ヒートポンプユニット及び貯湯ユニットから構成される給湯器
- ②未使用品であること(中古品は対象外)

(7)HEMS

- ①住宅居住者が使用する電力使用量を計測及び蓄積して、これらの情報を通信端末機器等で表示する機能を有する設備
- ②未使用品であること(中古品は対象外)

2 補助金の額

(1)太陽光発電システム	1件につき8万円
(2)家庭用蓄電池システム	1件につき8万円
(3)家庭用燃料電池システム	1件につき8万円
(4)太陽熱利用システム	1件につき5万円
(5)V2H	1件につき5万円
(6) CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	1件につき3万円
(7)HEMS	1件につき1万円

3 補助対象者

※過去に熱海市から「1 補助対象システム」に掲載の新エネルギー機器設置に係る補助金の交付を受けている方は、申請できません。

※「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス推進事業費補助金」との併用はできません。

- ①現に熱海市の住民基本台帳に記録され、又は記録する予定の方
- ②実績報告をする時点において、熱海市内において自ら所有し、かつ、居住する住宅(併用住宅を含む)に新エネルギー機器を設置している方
- ③市税等を滞納していない方

4 申請方法

新エネルギー機器を設置する前に、協働環境課生活環境室へ下記の書類を提出してください。

- ①新エネルギー機器設置費補助金交付申請書
- ②新エネルギー機器の設置に係る見積書(写し)
- ③新エネルギー機器の形状、規格等を説明する資料
- ④新エネルギー機器設置工事着手前の現況写真
(設置する部分が、はっきりわかる写真)
- ⑤新エネルギー機器を設置する住宅に居住することが確認できる書類
(申請時において当該住宅に居住していない場合に限りです。)
- ⑥新エネルギー機器を設置する住宅の地図
- ⑦その他

5 完了報告の方法

設置が完了したら、指定の期日までに協働環境課生活環境室へ下記の書類を提出してください。

- ①実績報告書
- ②補助対象経費に係る領収書の写し
- ③新エネルギー機器の品質を保証する書類(保証書等)の写し
- ④新エネルギー機器の設置後の現況写真
- ⑤太陽光発電システムを設置する場合にあっては、電力会社との電力受給に関する契約書の写し
- ⑥新エネルギー機器を設置した住宅の所有者であることが確認できる書類。また、共同所有者がいる場合は、全ての共同所有者からの委任状
- ⑦その他

6 請求書の提出

補助金交付確定通知書を受けた方は、協働環境課生活環境室へ市指定の請求書を提出してください。この請求書を受けた後、補助金を交付します。

7 その他

補助金の交付を受けた方に、売買電力量等のデータ提出などのご協力をお願いすることがあります。

<問い合わせ先> 〒413-8550 熱海市中央町 1-1

熱海市 協働環境課 生活環境室

電話 0557-86-6272